

テラス沼田等包括施設管理業務委託 仕様書
(包括施設管理)

項目	仕様					
○ 管理基本事項 1 前提条件 2 作業条件 3 緊急対応 理) 4 消耗品、交換部品	(1) 業務の詳細や実施頻度は原則本仕様書の満たすものとする。					
	(2) 本仕様は業務の大綱を示すものであり、仕様書に記載のない事項、又は疑義のある事項であっても、甲が管理上必要と認めた事項で軽微なものについては、乙は契約の範囲内で実施すること。その他の場合については、甲と協議し対処する。					
	(3) 本業務の対象施設・業務は別紙施設一覧及び別紙業務一覧のとおりとする。					
	(1) 作業は特記なきものは全て平日日中に行うものとする。 上記時間外の場合は別途協議とする。					
	(2) 甲の指示による作業で発生した残業代については別途費用とする。					
	(3) 作業に必要な水光熱費は甲が無償供与する。					
	(4) 作業内容により運転休止（断水含む）が必要となる場合があり、 運転休止が必要な場合は事前に甲へ報告する。					
	(5) 点検等に使用する車両の駐車スペースは甲が無償供与する。					
	(6) イベント等の繁忙日や暴風雨等による災害が予想される非常時等については、 適切な人員数の業務員を増員し、別日に振替休日を取得する等、配置シフト内で 柔軟に対応するものとする。					
	(1) 緊急対応の他、必要時の増員等の駆け付け対応は別途費用とする。					
	(2) メーカーによる対応が必要となる場合は別途費用とする。					
	(3) 別途費用を要する場合、原則ご報告の上、手配する。					
	(1) 特記なき場合、以下の項目は別途費用とする。 ① 管球交換に要する管球代及び高所作業時の足場等 ② その他修理・交換に要する部材・工費等 (点検結果に基づき修理・交換が必要な際は別途見積とする) ③ 中性能フィルター・ロングライフフィルター・プレフィルターの交換及び廃棄費用 ④ 非常用発電機の実負荷試験 ⑤ 消火器の放出試験及び薬剤費 ⑥ 屋内消火栓設備の耐圧試験費 ⑦ 連結送水口の配管の耐圧試験費 ⑧ 外壁の打診調査費 ⑨ 空調機器のフィン洗浄、ドレンパン洗浄					
	項目	内容	周期			
			日	週	月	年
	○ 包括管理業務	(1) 配置体制	※			
		・包括責任者 平日 8:30～17:30				
		・巡回員 平日 8:30～17:30				
		・事務員 平日 8:30～17:30				
		※上記シフトを基本とするが、甲乙協議し柔軟に対応する				
(2) 対象施設の定期巡回点検				適宜		
目視による対象施設の確認						
・建物、点検対象設備の外観目視点検						
・不具合対応						
・管球交換						
・管理対象設備について必要に応じ軽微な補修を実施						
・施設担当者へのヒアリング						
・修繕箇所等の経過観察						
※甲乙が取り決めた頻度で実施						
(3) 業務管理計画の作成						
業務計画の作成						

・年間作業予定表				1
・月間作業予定表			1	
(4) 各種報告書の作成				
月報			1	
各点検報告			適宜	
事故・トラブル報告			適宜	
その他（※甲乙取り決めた報告）			適宜	
(5) 定例会の開催				
※甲乙が取り決めた頻度で開催			適宜	
(6) 品質管理				
本部担当によるセルフモニタリングを含む品質管理			適宜	
(7) 各種マニュアルの作成及び更新				
安全管理、接遇、災害時対応マニュアル、作業マニュアル等			適宜	
(8) 各種提案、支援				
各種点検・修繕データのとりまとめ、分析・提案（仕様最適化、省エネ等）			適宜	
次年度予算策定支援				1
(9) 業務上の緊急時対応				
異常警報発報時の処置と連絡			適宜	
緊急事態発生時の処置			適宜	
故障時又は異常を発見した際の処置			適宜	
※「修繕業務」参照				
(10) 管理用備品・書類等の保管				
管理消耗品の保管			適宜	
帳簿類、資料、清掃道具等の保管			適宜	
(11) 市内施設包括管理業務の対象施設拡充支援				
庁内説明会開催支援、各課調整支援			適宜	
対象施設・業務検討、仕様提案			適宜	
(12) 各施設データの集約			適宜	

1. 設備管理業務（包括施設管理）

項目	作業内容	点検周期		
		週	月	年
2 建築物				
2-2 特定建築物定期調査	(1) 有資格者による下記項目の検査			1/2Y※
	・敷地の調査状況			
	・一般構造の状況調査			
	・構造強度の状況調査			
	・耐火構造等の状況調査			
	・避難施設等の状況調査			
	(2) 報告書の作成及び行政庁への提出			1/2Y※
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 「建築基準法」に基づく法定点検を実施する。 ※ (1) (2) 091図書館、115ザクロスアリーナぬまたは3年に1回とする。 			
2-3 防火設備定期検査	(1) 有資格者による下記項目の検査			1
	・防火戸			
	・防火ダンパー等			
	(2) 報告書の作成及び行政庁への提出			1
本務（包括）	<ul style="list-style-type: none"> 「建築基準法」に基づく法定点検を実施する。 			
2-4 自動ドア点検	(1) サッシ部点検			3※
	(2) 懸架部点検			3※
	(3) 動力作動部点検			3※
	(4) 制御装置点検			3※
	(5) センサー部点検			3※
	(6) 電気回路点検			3※
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> メーカー仕様に基づく点検とする。 ※ (1)～(6) 014利根観光会館、090沼田市学校給食センター、091図書館、115ザクロスアリーナぬまた、138白沢健康福祉センター、141白沢福祉作業所は年2回とする。 			
2-5 電動シャッター点検	(1) 外観点検			1
	(2) 機能作動点検			1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> メーカー仕様に基づく点検とする。 			
3 電気設備				
3-1 自家用電気工作物点検	(1) 月次点検		1※	
	(2) 年次点検			1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 「電気事業法」及び関係法令に基づく点検とする。 ※ (1) 絶縁監視装置を設置した場合は隔月の点検とする。 ※ 069沼田東小（群馬県支援学校：975KVA）も含む 			
3-2 非常用自家発電機点検	(1) 無負荷運転試験		1	

	(2) 外観点検			1	
	(3) 消防法に基づく負荷運転試験				1※
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気事業法」及び関係法令に基づく点検とする。 ・メーカー点検は別途とする。 ※ (3) 対象は005白沢支所、128利南運動公園、140沼田市保健福祉センターとする。				
3-3 太陽光発電設備点検	(1) 外観目視（太陽電池アレイに限る）				2
	(2) 絶縁抵抗測定（太陽電池アレイに限る）				2
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気事業法」及び関係法令に基づく点検とする。 				
3-4 電話交換器点検	(1) 点検				4
	・信号・電源				
	・機能・特性試験				
	・稼働状況				
	・配線板宅内				
	(2) 障害修理業務				適宜
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー仕様に基づく点検とする。 				
3-5 電波障害対策点検	(1) 調査・点検				1
	(2) 戸別名簿一覧表・図の修正				※1
特記事項	※ (2) 対象は052谷地端第2団地とする。				
4 空調設備					
4-1 冷温水機点検	(1) 冷房・暖房整備				2
	(2) 冷暖房の切替・試運転				2
	(3) シーズンオン巡回点検				2
	・冷房時、暖房時1回ずつとする。				
	(4) フロン排出抑制法に基づく簡易点検				4
	(5) フロン排出抑制法に基づく定期点検				1/3Y※
	(圧縮機の容量が7.5KW以上50KW未満の室外機)				
特記事項	※ (5) 圧縮機の能力が50KW以上の室外機は1回/年とする。				
4-2 チラーユニット点検	(1) 外観点検				3
	(2) 機能作動点検				3
	(3) フロン排出抑制法に基づく簡易点検				4
	(4) フロン排出抑制法に基づく定期点検				1/3Y※
	(圧縮機の容量が7.5KW以上50KW未満の室外機)				
特記事項	※ (4) 圧縮機の能力が50KW以上の室外機は1回/年とする。				

4-3 ガスヒートポンプ式 マルチエアコン点検	(1) 外観点検			1
	(2) 機能作動点検			1
	(3) ドレンパンの点検、清掃			適宜
	(4) 室内機フィルターの清掃			1※
	(5) フロン排出抑制法に基づく簡易点検			4
	(6) フロン排出抑制法に基づく定期点検			1/3Y※
	(圧縮機の容量が7.5KW以上50KW未満の室外機)			
特記事項	※ (6) 圧縮機の能力が50KW以上の室外機は1回/年とする。			
4-4 冷却塔点検	(1) シーズンイン・オフ点検			2
	(2) 清掃			1
	(3) 機能作動点検			1
	(4) 冷却水管洗浄			1
	(5) レジオネラ属菌類検査			1
特記事項				
4-5 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン点検 パッケージエアコン点検	(1) 外観点検			1
	(2) 機能作動点検			※
	(3) ドレンパンの点検、清掃			適宜
	(4) 室内機フィルターの清掃			※
	(5) フロン排出抑制法に基づく簡易点検			※
	(6) フロン排出抑制法に基づく定期点検			1/3Y※2
	(圧縮機の容量が7.5KW以上50KW未満の室外機)			
特記事項	※ 施設により実施回数が異なる。 ※2 (6) 圧縮機の能力が50KW以上の室外機は1回/年とする。			
4-6 空冷式・水冷式 マルチエアコン点検 パッケージエアコン点検	(1) 外観点検			2※
	(2) 機能作動点検			2※
	(3) ドレンパンの点検、清掃			2※
	(4) 室内機フィルターの清掃			2※
	(5) フロン排出抑制法に基づく簡易点検			4
	(6) フロン排出抑制法に基づく定期点検			1/3Y※
	(圧縮機の容量が7.5KW以上50KW未満の室外機)			
特記事項	※ (1)～(4) 008白沢創作館は1回/3年、013利根支所は年3回とする。 ※ (6) 圧縮機の能力が50KW以上の室外機は1回/年とする。			
4-8 全熱交換器点検	(1) 外観点検			2
	(2) 機能作動点検			2
	(3) ドレンパンの点検、清掃			適宜
特記事項				
4-9 ファンコイルユニット点検	(1) 外観点検			1

		(2) 機能作動点検			1
		(3) フィルター清掃			1
		(4) ドレンパンの点検、清掃			適宜
特記事項					
4-10 空調用ボイラー点検		(1) 外観点検			1
		(2) 機能作動点検			1
特記事項	・ 設備状況に応じ、フィルター・受光面ガラスの清掃を行う。				
4-13 送風機点検		(1) 外観点検			1
		(2) 機能作動点検			1
特記事項					
5 給排水設備					
5-1 貯水槽清掃・点検		(1) 外観の損傷、発錆、腐食の有無確認			1
		(2) 槽内部の高圧洗浄作業			1
		(3) 揚水ポンプ・給水ポンプ点検			※2
		(4) 減菌装置点検		※1	
		(5) 清掃完了後の簡易水質測定			1
特記事項	<p>・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「水道法」に基づく管理とする。</p> <p>※ (3) 029最終処分場、090沼田市学校給食センター、091図書館は年1回とする。</p> <p>※ (4) 029最終処分場、090沼田市学校給食センター、091図書館は年1回とする。</p>				
5-2 雨水貯留槽清掃・点検		(1) 外観の損傷、発錆、腐食の有無確認			1
		(2) 槽内部の洗浄作業			1
		(3) 揚水ポンプ・給水ポンプ点検			1
特記事項	・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく管理とする。				
5-3 浄化槽清掃・点検		(1) 点検			4※
		(2) 消毒薬補填巡回			4※
		(3) 法定検査（法第11条）			1
		(4) 清掃作業			1※
		(5) 水質分析			1※
		(6) 汚泥調整			1※
特記事項	<p>・ 「浄化槽法」及び同法施行規則等に基づく点検・管理を実施する。</p> <p>※ (1) (2) 下記施設の頻度は別途とする。</p> <p>年3回… 021吹割の滝広場駐車場、022利根園原球技場（トイレ・東屋・水道）、084薄根中学校（10人槽）、118薄根の大桑見学者用トイレ</p> <p>年4回… 102川田運動広場（21人槽・16人槽）、128利南運動公園（215人槽）</p>				

特記事項	<p>年6回… 071升形小学校(55人槽)、073池田小学校(40人槽)、074薄根小学校(55人槽)、092利南地区コミュニティセンター、093池田地区コミュニティセンター、094薄根地区コミュニティセンター</p> <p>年8回… 020汚水処理施設</p> <p>年24回…071升形小学校(201人槽)、073池田小学校(160人槽)、074薄根小学校(120人槽)、082沼田東中学校、083池田中学校(101人槽)、084薄根中学校(95人槽)</p> <p>※ (4) 浄化槽法及び関係法規に定められた基準に基づき実施する。</p> <p>※ (5) (6) 対象は071升形小学校(201人槽)、073池田小学校(160人槽)、074薄根小学校(120人槽)、082沼田東中学校、083池田中学校(101人槽)、084薄根中学校(95人槽)、とする。</p> <p>※ (6)対象は、020 汚水処理施設とする</p> <p>※ 045道の駅白沢の汚泥引抜については、別途費用とする。</p>				
5-4 汚水処理施設管理		(1) 点検			※
		(2) 消毒薬補填			1
		(3) 汚泥調整			1
		(4) 法定検査(法第11条)			1
特記事項	<p>・「浄化槽法」及び同法施行規則等に基づく点検・管理を実施する。</p> <p>・状況に応じ、沈砂物・汚泥等の引抜を行う。</p> <p>※ (1) 042迦葉山公衆トイレは4月・12月は月1回、5～11月は月2回とする。090沼田市学校給食センターは月2回とする。</p> <p>※ (1) 101市民プールは6月～9月の期間中、2週間に1回実施とする。</p>				
5-5 飲料水水質検査		(1) 測定項目			
		・省略不可項目(11項目)			2
		・金属等項目(5項目)			2※
		・消毒副生成物(12項目)			1
		・残留塩素	1		
		・9項目水質検査			1※
特記事項	<p>・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく管理を実施する。</p> <p>※ (1) 金属等項目(5項目)について、水質検査の結果が水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時に省略可能とする。</p> <p>※ 9項目水質検査は、052谷地端第2団地、060東下原団地、063老神団地を対象とする。</p>				
5-6 飲料水水質検査(学校環境衛生基準)		(1) 測定項目			1
		・水道水検査項目(10項目)			
特記事項	<p>・学校環境衛生基準に基づく管理を実施する。</p> <p>・測定対象数量は下記の通りとする。</p> <p>1系統… 069沼田東小学校、070沼田北小学校、071升形小学校、072利南東小学校、073池田小学校、074薄根小学校、077利根小学校、078多那小学校、079沼田中学校、080沼田南中学校、081沼田西中学校、082沼田東中学校、083池田中学校、084薄根中学校、085白沢中学校、086利根中学校</p> <p>2系統… 068沼田小学校、075川田小学校、076白沢小学校</p> <p>※多那中学校は多那小学校に含む</p>				
5-8 簡易専用水道検査		(1) 受水槽の外観並びに槽内検査を含む点検			1
特記	<p>・「水道法」に基づく管理を実施する。</p> <p>・測定対象数量は下記の通りとする。</p> <p>1系統… 068沼田小学校、069沼田東小学校、070沼田北小学校、071升形小学校、072利南東小学校、</p>				

事項	073池田小学校、074薄根小学校、077利根小学校、079沼田中学校、080沼田南中学校、081沼田西中学校、082沼田東中学校、083池田中学校、084薄根中学校、085白沢中学校、086利根中学校 2系統… 052谷地端第2団地、060東下原団地、063老神団地、075川田小学校、076白沢小学校			
5-9 プール水水質検査	(1) 7項目			1
	・遊離残留塩素			
	・pH値			
	・大腸菌			
	・一般細菌			
	・有機物等			
	・濁度			
	・総トリハロメタン			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校保健安全法」に基づく水質検査とする。 ※ 沼田北小学校、升形小学校、池田小学校、多那小・中学校、沼田西中学校を除く 			
5-10 井水水質検査	(1) 月次検査		1	
	・大腸菌			
	・一般細菌			
	(2) 年次検査			1
	・塩素酸			
	・塩化物イオン			
	・有機物（前有機炭素TOCの量）			
	・pH値			
	・味			
	・臭気			
	・色度			
・濁度				
特記事項				
5-11 電気温水器点検	(1) 外観点検			1
	(2) 機能作動点検			1
特記事項				
5-12 給排水ポンプ点検	(1) ポンプの点検			1
	・損傷、変形、ひび割れ、ゆるみ、汚れ、絶縁劣化の有無			
	・操作制御盤関係の点検			
	・異常検出の動作確認			
特記事項				
5-13 源泉保守点検	(1) 外観点検			2
	(2) バルブ類動作点検			2
	(3) ゲージ動作点検			2
	(4) ピット内容清掃			2
	(5) 記録点検			2

	(6) 湧出量確認			2
特記事項	・ 原則、9月と3月に実施とする。			
5-14	グリストラップ清掃	(1) 外観点検		1
		(2) トラップ内清掃		1
特記事項	※ 公益社団法人全国水利用設備環境衛生協会推奨 特許第5111424号 石鹼化衛生法に準ずる。 ※ なまごみの処分については各園にて対応とする。			
5-15	プール浄化装置点検	(1) 外観点検		3※
		(2) 機能作動点検		3※
特記事項	※ (1) ~ (2) 076~078小学校のフィルター式浄化装置については、年2回としフィルター交換は別途とする。			
5-16	プール循環浄化装置点検	(1) シーズン開始前の機器整備		1
		(2) シーズン中の巡回点検指導		1※
		(3) シーズン終了後の機器整備		1
特記事項	※ (2) 対象は101市民プールとする。			
5-17	プール水道用設備点検	(1) 通水作業・点検 ・作動状況・安全確認 等		1
		(2) 停水作業・凍結防止作業 ・器具部品取外し・不凍液注入 等		1
特記事項				
5-18	源泉槽清掃	(1) 外観の損傷、発錆、腐食の有無確認		1
		(2) 槽内部の洗浄作業		1
特記事項				
6 消防設備				
6-1	消防設備点検	(1) 機器点検の実施ならびに報告書作成		1
		(2) 機器点検および総合点検の実施ならびに報告書の作成		1
		(3) 所管消防署への提出		※
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「消防法」に基づく法定点検を実施する。 ・ 076白沢小に白沢調理場部分を含め実施 ※ 消防法に基づく周期での所管消防署へ提出を行います。			

6-2 防火対象物点検	(1) 現場確認			1
	・施設・防火戸の管理状況			
	・消防設備等			
	・防火・防災製品 等			
特記事項	・ 「消防法」に基づく法定点検を実施する。			
6-4 地下タンク等漏洩点検	(1) 法定検査			1
	・加圧試験			
	(2) 埋設管点検			1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃油処理を含む。 ・ 設備状況に応じ、内部清掃を実施する。 ・ 014利根観光会館は、濾過式清掃を含む。 			
6-5 非常通報装置点検	(1) 外観点検			4※
	(2) 作動点検			4※
	・装置試験			
	・録音再生試験			
	・ダイヤルパルス試験			
	・障害ブザー試験			
	・電池電圧試験			
	・押ボタン試験			
特記事項	※ (1) (2) 033白沢保育園・034利根保育園・035多那保育園は年2回とする。			
6-6 消火栓設備保守	(1) 機器点検作業（水源・加圧送水・操作盤・消火栓箱・呼水装置）			1
	(2) 総合点検作業（電源切替・加圧装置起動）			1
特記事項				
7 昇降機設備				
7-1 エレベーター点検	(1) 装置全般の点検			4
	(2) 必要に応じた給油・調整			4
	(3) 365日24時間遠隔監視	1		
	(4) 遠隔監視点検		1	
	(5) 法定点検（建築基準法）の実施および行政庁への報告書の提出			1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「建築基準法」に基づく法定点検を実施する。 ・ 施設により契約先および契約形態（点検仕様）は異なるものとする。 ・ 上記点検仕様は遠隔監視点検含む施設の仕様とする。 ・ 遠隔監視点検の実施がない施設の場合は（1）および（2）を12回/年実施とし、（3）および（4）は対象外とする。 			
7-2 小荷物用専用昇降機点検	(1) 装置全般の点検			3

		(2) 必要に応じた給油・調整			3
		(3) 法定点検（建築基準法）の実施および行政庁への報告書の提出			1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー仕様に基づく点検とする。 ・「建築基準法」に基づく法定点検を実施する。 				
8 その他設備					
8-1 舞台設備点検		(1) 舞台照明設備点検			1
		・主幹調光基盤に関する調整点検、補修節煙テスト、清掃			
		・照明操作部に関する調整点検、補修、清掃			
		・各照明器具の端子、モーガルスケット等点検保守、清掃			
		・ボーダーケーブル等の点検補修、清掃			
		(2) 舞台吊物設備点検			1
		・船頭昇降装置に関する点検調整、動作確認			
		・滑車類、ワイヤーロープ、マニラロープに関する点検調整			
		・ガイドレール、ウエイトホルダー、ウエイトに関する点検調整			
		・吊パイプ、スクリーンフレーム類に関する点検調整			
		・制御盤、操作端子等締め付け点検調整			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー仕様に基づく点検とする。 				
8-3 ピアノ調律		(1) 調律・調整			1
		・調律、音量、音色、棚板・箴合わせ、鍵盤調整、ハンマー（ねじれ・走り・弦合わせ）、ハンマーストロック			
		ジャック、ハンマーレットオフ、ハンマードロップ、バックストップ、レペティションスプリング調整、ダンパー調整、ペダル調整、各フレンジ、スキン・クロスの磨耗、外装			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー仕様に基づく点検とする。 				
8-4 遊具点検		(1) 機能作動点検			1
		(2) 報告書の作成及び提出			1
特記事項					
8-5 運動用機器点検		(1) トレーニング機器点検			1
		(2) その他機器点検			1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー仕様に基づく点検とする。 				
8-6 プール点検		(1) プール使用前点検			1※
		・外観点検、作動点検			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ※ (1) 水有り・水無し状態で1回ずつ、年2回とする。 				

8-7 プールスライダー点検	(1) 法定点検 ・直線スライダー			1
特記事項				
8-8 プールピット清掃	(1) ピット清掃 ・流水プール前の機械室内のピット3箇所 ・50mプール横の機械室内のピット2箇所			2
特記事項	・6月1日～6月30日までの間の2日間とし、日程については協議の上、決定とする。			
8-10 ベットボトル減容機・缶プレス機点検	(1) 点検 (2) 油圧作動油交換 (3) 消耗品交換			1 1 1
特記事項				
8-11 食器洗浄機点検	(1) 外観点検 (2) 作動点検			2 2
特記事項				
8-12 業務用冷凍冷蔵庫点検	(1) 外観点検 (2) 作動点検 (3) フロン排出抑制法に基づく簡易点検 (4) フロン排出抑制法に基づく定期点検			2 2 4 1/3Y※
特記事項	・設定温度が適切に保たれていることを確認する。 ※(4)圧縮機の能力が50KW以上の場合は1回/3年とする。			
8-13 券売機保守	(1) 自動券売機の保守			1
特記事項				
8-14 治療器保守	(1) スカイウエルの保守			1
特記事項				
8-15 ろ過装置保守	(1) 外観点検 (2) 機能作動点検			1 1
特記事項				

項				
8-16	避難シューター保守	(1) 外観点検		1
		(2) 機能作動点検		1
特記事項				
8-17	厨房機器保守	(1) 外観点検		1
		(2) 機能作動点検		1
特記事項				
8-18	プールクリーナー保守	(1) プールシーズン終了後の水抜き及び点検		1
特記事項				
9 環境衛生				
9-1	空気環境測定	(1) 測定項目		6
		・浮遊粉塵		
		・一酸化炭素		
		・二酸化炭素		
		・温度		
		・湿度		
		・気流		
特記事項	・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく管理を実施する。			
9-2	害虫駆除	(1) 消毒・防除施工		6※
		(2) 下記害虫の生息調査		6※
		・ゴキブリ・ネズミ		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生息調査で害虫を確認した場合、防除作業は別途とする。 ・鼠等の防除は別途とする。 ※ (1) (2) 090沼田市学校給食センターは月1回とする。091図書館は年2回とする。			
9-3	煤煙測定	(1) 煤煙測定		2
		・ばいじん		
		・硫黄酸化物		
		・窒素酸化物		
特記事項				
10 その他				
10-1	庁舎サービス業務	(1) 総合案内業務	※	
	※ 001 TERRACE沼田	・市役所開庁日の8:30~17:15		

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 案内業務 遺失物・拾得物等の連絡 (2) 電話交換業務 ※ ・市役所開庁日の8:30~17:15 ※ 市役所開庁日に準ずる。 (3) 宿日直業務 ※ ・宿直: 毎日17:15~翌8:30 ・日直: 市役所開庁日の8:30~17:15 ・業務内容 時間外における入退出確認 郵便、電報、宅配便、メール便、小荷物等の対応 電話対応(平日開庁時以外の電話の取次ぎ) 各種戸籍届出書類受領 埋火葬許可証の交付(日直業務) ※ 毎日もしくは市役所開庁日に準ずる。 				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者として、庁舎サービス業務に必要な十分なスキルを有するものを配置する。 				
10-2 広場整地	(1) 整地及び転圧作業				※
※ 004 白沢町管内広場	・白沢町管内広場 生枝山村広場	2,530㎡			
※ 105 白沢農民広場	尾合青少年広場	2,898㎡			
	平出青少年広場	2,400㎡			
	古語父広場	3,864㎡			
	下古こどもひろば	774㎡			
	岩室広場	10,489㎡			
	・白沢農民広場	13,714㎡			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ※ (1) 4月中、委託者の指示する日とする。 				
10-3 グラウンドゴルフ場整地	(1) 整地				1
※ 009 三沢交流広場	・グラウンドゴルフ場	4,200㎡			
	・ゲートボール場	2,600㎡			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・締めめ用機械使用とする。 				
10-4 高所危険箇所清掃点検	(1) 落葉等の除去・清掃				1
	・屋根・屋上				
	・雨樋・ピット				
	・堅樋ドレン部				
	(2) 点検				1
	・屋根の塗装・剥がれ等の有無				
	・防水シートの亀裂・剥がれ等の有無				
	・コンクリート部分のひび割れ等の有無				
	・柵・手摺等の強度の確認				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、高所作業車等を使用する。 				
10-5 排水管理	(1) 排水管理				2

特記事項	・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく管理を実施する。			
10-6 図書館建物管理 ※ 091 図書館	(1) 建物・駐車場管理	※		
	・ 平日（月曜日は除く）：7:30～20:00（11月～3月は7:30～19:00）			
	・ 土・日曜日：7:30～18:00			
	休館日は館内整理日・定期清掃日・定期検査日を除き休務日とする。			
	イベント等実施日は、業務時間を別途指定する。			
	・ 業務内容			
	建物管理：始業時及び終業時の施解錠・点検、建物内巡回			
	無断駐車・駐輪の撤去 等			
	※ 業務実施日に準ずる。			
特記事項	・ 建築物環境衛生管理技術者選任業務含む			
10-7 水道施設維持点検	(1) 仕様開始、台風時期の水源確認			2
	(2) 凍結対応の閉鎖業務			1
特記事項				
10-8 施設維持管理業務	(1) 施設の維持管理業務			1
特記事項				
10-9 看板点検業務	(1) 外観点検			2
特記事項	※ 国土交通省の屋外広告物の安全点検に関する指針を参考に点検を行う			

2. 清掃業務（包括施設管理）

項目	作業内容	点検周期		
		日	月	年
1 日常清掃				
1-2 日常清掃 ※ 005 白沢支所	(1) 日常清掃	※		
	・業務日数：51日 (毎週水曜日、年末年始の市役所閉庁期間は除く)			
	・実施時間：8:00～12:00の間に実施			
	・対象箇所：床面1,789.00㎡、C P タイル272.85㎡、 ジュータン121.07㎡、便器（大22箇所、小13箇所）			
	※ 上記頻度に準ずる。			
1-3 日常清掃 ※ 134 利根若者定住センター	(1) 日常清掃	※		
	・業務日数：51日 (毎週1回、土日祝日を除く)			
	※ 上記頻度に準じ、詳細は清掃基準表に基づき実施する。			
1-4 日常清掃 ※ 026 公衆便所（中町） ※ 028 公衆便所（清水町） (包括施設管理)	(1) 日常清掃	1		
	・業務日数：365日			
	・実施時間：9:00～17:00の間に実施 (朝と夕方の通勤時間帯を除く)			
	※ 詳細は清掃基準表に基づき実施する。			
	※ トイレトペーパーは、委託者が購入し、受託者が補充する。			
1-5 日常清掃 ※ 091 図書館	(1) 日常清掃	※		
	・業務日数：開館日及び館内整理日			
	・実施時間：7:30～17:00の間に実施			
	※ トイレトペーパー・水石鹸・ごみ袋は委託者が購入し、受託者が補充する。			
1-6 日常清掃 ※ 96 白沢地区コミュニティセンター	(1) 日常清掃	※		
	・業務日数：74日222時間			
	・原則：6～10月 2回/週(月～水)、その他：1/週(月or火)			
	・対象箇所：白沢地区コミュニティセンター館内及び館外周辺(駐車場含む)			
	・駐車場等はゴミ除去、花壇は雑草の除去を行う。			

	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティセンター館内と外の清掃割合は、時期や汚れ具合等に応じ行う。 ※ 上記頻度に準ずる。 			
1-7 日常清掃 ※ 102 川田運動広場	(1) 日常清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・業務日数：60日（原則、毎週月曜日） ・対象箇所：男女トイレ便器（大4箇所、小2箇所） ※ 上記頻度に準ずる。 	※		
1-8 日常清掃 ※ 090 沼田市学校給食センター	(1) 日常清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・業務日数：巡回清掃 ・対象箇所：共用部トイレ等 ※ 上記頻度に準ずる。 	※		
1-9 日常清掃 ※ 137 沼田市ふれあい福祉センター	(1) 日常清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・業務日数：365日 ※閉館日を除く ※ 上記頻度に準じ、詳細は清掃基準表に基づき実施する。 	※		
1-10 日常清掃 ※ 138 白沢健康福祉センター	(1) 日常清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・業務日数：365日 ※ 上記頻度に準じ、詳細は清掃基準表に基づき実施する。 	※		
1-11 日常清掃 ※ 139 利根保健福祉センター	(1) 日常清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・業務時間：年間204時間 ※ 詳細は清掃基準表に基づき実施する。 	※		
2 定期清掃				
2-1 定期清掃 ※ 001 TERRACE沼田	(1) 床面定期清掃（弾性床、硬質床、繊維床、フローリング床） ※ 詳細は清掃基準表に基づき実施する。			※
	(2) 照明器具 <ul style="list-style-type: none"> ・適正洗剤により、管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きを行う。 			1
	(3) 空調機器 <ul style="list-style-type: none"> ・機器、吹出口及びその周辺を除塵後、汚れの程度に応じて適正洗剤により汚れを除去、水拭きを行う。 			1
2-2 定期清掃 ※ 005 白沢支所	(1) 床面定期清掃（硬質床、弾性床、カーペット床） <ul style="list-style-type: none"> ・庁内床面 1,789.00㎡ ・カーペットタイル 272.85㎡ ・ジュータン（ウール）121.07㎡ ・便器 35基（小13、大22） ・床は掃き掃除を行い適正洗剤で洗浄後、汚水を完全に拭き取り除去し、ワックス（2度塗り）をかけポリッシャーで磨く。 ・カーペットタイルは掃除機をかけ適正洗剤で洗浄後、汚水を完全に拭き取り、乾燥させる。 ・ジュータンは業務用掃除機での清掃のほか、シミ・汚点等除去のため特別クリーニングを行う。 ・トイレ部分は床面をモップ掛けにより清掃する。便器は適正洗剤を使用し洗浄する。 			1

2-3 定期清掃 ※ 134 利根若者定住センター	(1) 床面定期清掃 (硬質床、弾性床、カーペット床)				1
	※ 詳細は清掃基準表に基づき実施する。				
2-4 定期清掃 ※ 031 ぬまた南保育園	(1) 定期清掃				1
	・トイレ床洗浄 (大1箇所、中2箇所)				
	・高所取付換気扇 (3箇所)				
2-5 定期清掃 ※ 033 白沢保育園	(1) 床面定期清掃				1
	・保育室：192.0㎡ (48.0㎡×4クラス)				
	・ホール：239.0㎡				
	・乳児室：52.6㎡				
	・職員室：36.0㎡				
	・廊下：107.2㎡				
2-6 定期清掃 ※ 034 利根保育園	(2) 床面定期清掃 (洗浄ワックス仕上げ)				2
	(3) ホール天井すす払い (239.0㎡)				1
	(1) 定期清掃				2
2-7 定期清掃 ※ 068 沼田小学校 ※ 069 沼田東小学校 ※ 070 沼田北小学校 ※ 071 升形小学校 ※ 072 利南東小学校 ※ 073 池田小学校 ※ 074 薄根小学校 ※ 075 川田小学校 ※ 076 白沢小学校 ※ 077 利根小学校 ※ 078 多那小学校 ※ 079 沼田中学校 ※ 080 沼田南中学校 ※ 081 沼田西中学校 ※ 082 沼田東中学校 ※ 083 池田中学校 ※ 084 薄根中学校 ※ 085 白沢中学校 ※ 086 利根中学校 ※ 087 多那中学校 ※ 088 利南幼稚園 ※ 089 薄根幼稚園	(1) トイレ定期清掃			※	
	・業務日数：約40日 (夏期休業中及び夏期休業日前の土日・祝日)				
	・床：掃き掃除、水拭き、洗浄				
	・便器：電場、水垢等除去				
	・その他：排水口等の簡易なつまりについて必要に応じ、ワイヤーや 高圧洗浄などを使用し、除去する。				
	※ 日程については、各校と協議の上決定する。				
		小 (箇所)	大 (箇所)	備考	
	068 沼田小学校	45	67		
	069 沼田東小学校	42	58		
	070 沼田北小学校	59	79		
	071 升形小学校	23	44		
	072 利南東小学校	24	36		
	073 池田小学校	20	33		
	074 薄根小学校	31	45		
	075 川田小学校	32	38		
	076 白沢小学校	25	35		
	077 利根小学校				
	078 多那小学校	5	8	多那中学校と併設校	
	079 沼田中学校	36	50		
	080 沼田南中学校	33	54		
	081 沼田西中学校	26	44		
	082 沼田東中学校	26	34		
	083 池田中学校	19	27		
	084 薄根中学校	26	41		
	085 白沢中学校	23	30		
	086 利根中学校	25	32		
	087 多那中学校	4	7	多那小学校と併設校	
	088 利南幼稚園	8	11		
	089 薄根幼稚園	10	11		

2-8 定期清掃 ※ 091 図書館	(1) 床面定期清掃			2
	・業務日数：24回			
	(原則、毎月第1・第3月曜日の休館日)			
	・清掃箇所 地下1階 811.05㎡			
	1階 826.80㎡			
	2階 823.07㎡			
	3階 748.95㎡			
	4階 811.05㎡			
	5階 811.05㎡			
	空中歩廊 49.65㎡			
	・掃除機を使用し、土砂塵埃を除去する。			
	・タイルカーペット・フローリングはワックス等適正洗剤にて洗浄する。			
	2-9 定期清掃 ※ 092 利南地区コミュニティセンター ※ 093 池田地区コミュニティセンター ※ 094 薄根地区コミュニティセンター ※ 095 川田地区コミュニティセンター	(1) 床面定期清掃		※
・業務日数：52回（週1回）				
・清掃箇所：館内床全面（465.68㎡）、駐車場等				
・業務用掃除機を使用する。				
・フロア、タイル部分はモップで水拭きをする。				
・駐車場等屋外は、竹箒等を使用しゴミの除去を行う。				
※ 上記頻度に準ずる。				
(2) 床面洗浄ワックス塗布			2	
・清掃箇所：館内床全面				
2-10 定期清掃 ※ 096 白沢地区コミュニティセンター	(1) 床面定期清掃			1
	・洗浄ワックス仕上げ：1～3階 959.5㎡			
	・カーペットタイル清掃：図書室、応接室 204.7㎡			
	(2) クモの巣除去清掃			1
	・軒下、外壁等に付着したクモの巣の除去。			
(3) トイレ清掃			2	
・掃き掃除、洗剤を使用した清掃・簡単な詰まりの除去。				
2-11 定期清掃 ※ 097 旧利南運動広場	(1) 旧利南中学校運動広場 便所清掃			1
	・床面積20㎡、便器（大4箇所、小3箇所）			
	・床面・便器洗浄			
	(2) 多目的広場		※	
※ 4月から9月の間 月1回				
・ゴミ拾い、除草				
2-12 定期清掃 ※ 106 白沢弓道場	(1) 床面定期清掃			1
	・清掃箇所：弓道場床面（約110㎡）			
	・清掃、ワックス1度目及びワックス2度目に使用する材料は、施設に適する材質とする。			
2-13 定期清掃 ※ 110 利根柔剣道場 ※ 111 園原ふれあい屋内運動場 ※ 112 利根農業者トレーニングセンター	(1) 床面定期清掃			1
	・ポリシャー等による床面機械洗浄及び拭き取り			
	・ワックス塗布			
	(スポーツセーフティー等の体育館専用ワックスを使用すること)			
	・ノンスリップ掛け			2
	110利根柔剣道場 450㎡			
	111園原ふれあい屋内運動場 471㎡			
112利根農業者トレーニングセンター 544㎡				

2-14 定期清掃 ※ 115 ザクロスアリーナ沼田	(1) 床面定期清掃			2
	・ノンスリップ掛け			
	アリーナ1,908㎡ 軽運動室71㎡ 小体育館220㎡			
2-15 定期清掃 ※ 128 新武道場	(1) 床面定期清掃			1
	・清掃箇所：館内床全面			
2-16 定期清掃 ※ 138 沼田市ふれあい福祉センター	(1) 床面定期清掃			2
	・清掃箇所：館内床全面			
2-17 定期清掃 ※ 139 白沢健康福祉センター	(1) 床面定期清掃			2
	・清掃箇所：館内床全面			
3 ガラス清掃				
3-2 ガラス清掃 ※ 005 白沢支所	(1) 窓ガラス・ドアガラス等 (636.595㎡)			1
	・適正洗剤で洗浄、スクイジーで汚水を取り除きタオルで拭き取る。			
	・クモの巣をブラシ又は掃除機で吸い取る。			
3-3 ガラス清掃 ※ 134 利根若者定住センター	(1) 窓ガラス (利根若者定住センター213.61㎡)			1
	※ 詳細は清掃基準表に基づき実施する。			
3-4 ガラス清掃 ※ 031 ぬまた南保育園	(1) 窓ガラス (高所)			2
	・天窓：4枚			
	・高窓 (ホール・教室の吹き抜け箇所)：74枚 ・出入口吹き抜けFix：大5枚			
3-5 ガラス清掃 ※ 033 白沢保育園	(1) 窓ガラス (高所)			2
	・天窓：大3枚、中4枚			
	・吹き抜け部分：16枠 ・玄関廻りの採光窓：半円形特大1枚			
3-6 ガラス清掃 ※ 034 利根保育園	(1) 窓ガラス (高所)			2
	・ホール内高窓ガラス：大4枚、中8枚 (サッシフレーム内のホコリ等除去清掃含む)			
	・シーリングファン (天井扇)			
3-7 ガラス清掃 ※ 091 図書館	(1) 窓ガラス、ドアガラス全面			2
	・高所作業車及びロープぶら下がり作業による。			
	・一般清掃 (1・2階)：96.39㎡ ・特殊清掃 (3～6階、空中歩廊)：320.24㎡			
3-8 ガラス清掃 ※ 092 利南地区コミュニティセンター ※ 093 池田地区コミュニティセンター ※ 094 薄根地区コミュニティセンター ※ 095 川田地区コミュニティセンター	(1) 窓ガラス、ドアガラス全面			1
	・館内の窓ガラス、ドアガラス全面 180.60㎡			

3-9 ガラス清掃 ※ 096 白沢地区コミュニティセンター	(1) 窓ガラス清掃			2
	・対象箇所：1階から3階 256.7㎡			
	・洗剤を使用した拭き掃除			
	(2) 掲示棚ガラス清掃			1
	・対象箇所：1階ロビー（小4枚）、3階展示室（大16枚、小11枚）			
	(3) ガラス面、サッシ、フレーム等に付着したクモの巣清掃			1
3-10 ガラス清掃 ※ 110 利根柔剣道場 ※ 111 園原ふれあい屋内運動場 ※ 112 利根農業者トレーニングセンター	(1) 窓ガラス清掃			1
	・ウォッシャーによる両面洗剤洗浄及び拭き取り。			
3-11 ガラス清掃 ※ 115 ザクロスアリーナぬまた	(1) ガラス清掃			2
	・清掃箇所：1階 191.22㎡、2階 121.19㎡ （アリーナ、器具庫は清掃箇所から除く）			
	・適正洗剤等を使用して内・外両面を洗浄しスクイジー等で水滴を拭き取る			
3-12 ガラス清掃 ※ 090 沼田市学校給食センター	(1) ガラス清掃			2
	・清掃箇所：81.85㎡ （高所作業はボールを使用し、階段踊り場内側は対象外とする）			
	・適正洗剤等を使用して内・外両面を洗浄しスクイジー等で水滴を拭き取る			
3-13 ガラス清掃 ※ 138 白沢健康福祉センター	(1) ガラス清掃			2
	・適正洗剤等を使用して内・外両面を洗浄しスクイジー等で水滴を拭き取る			
3-14 ガラス清掃 ※ 139 利根保健福祉センター	(1) ガラス清掃			2
	・適正洗剤等を使用して内・外両面を洗浄しスクイジー等で水滴を拭き取る			
3-15 ガラス清掃 ※ 140 沼田市保健福祉センター	(1) ガラス清掃			2
	・適正洗剤等を使用して内・外両面を洗浄しスクイジー等で水滴を拭き取る			
4 その他清掃				
4-1 池清掃 ※ 009 三沢交流会館	(1) 池の清掃			1
	・清掃箇所：430㎡ （協力吸引車使用）			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃管理に必要なスペースは甲が無償供与する。 ・管理に必要な水光熱は甲が無償供与する。 ・作業日程については、事前に担当者と日程調整を行い実施する。 ・ワックスの剥離作業は別途とする。 ・引火性油脂、ガソリン、ベンジン等は使用しないこと。 			
4-2 厨房排水管洗浄	(1) 排水管洗浄			

※ 090 沼田市学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧洗浄車を使用して作業を行う。 			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃管理に必要なスペースは甲が無償供与する。 ・ 管理に必要な水光熱は甲が無償供与する。 ・ 作業日程については、事前に担当者と日程調整を行い実施する。 			

3. 植栽管理業務（包括施設管理）

項目	作業内容	点検周期		
		日	月	年
1-1 植栽管理業務 ※ 003 岩室広場	(1) 草刈			2
	(2) 薬剤散布			2
特記事項	・ 面積10,328㎡の内、草刈・除草剤散布を必要とする部分とする。			
1-2 植栽管理業務 ※ 005 白沢支所	(1) 樹木強剪定			1
	・ 桜 3本			
	・ イチョウ 1本			
特記事項	・ 対象範囲については、別途協議の上実施する。			
1-3 植栽管理業務 ※ 012 旧根利小学校 ※ 018 市有地（吹割の滝周辺） ※ 019 旧養蚕飼育所 （包括施設管理）	(1) 除草			1
	(2) 薬剤散布			1
特記事項	・ 対象範囲については、別途協議の上実施する。			
1-4 植栽管理業務 ※ 046 南明団地 ※ 052 谷地端第2団地 ※ 053 谷地端団地 ※ 054 十三割団地 ※ 055 上原団地 ※ 057 十二木団地 ※ 060 東下原団地 ※ 062 大楊団地 ※ 063 老神団地 ※ 065 南郷団地 ※ 066 輪組団地 ※ 067 多那団地	(1) 生垣刈込			
	・ 谷地端第2団地 中木 408㎡			1
	(2) 寄植剪定			
	・ 谷地端第2団地 中木 330㎡			2
	(3) 玉物刈込			
	・ 谷地端第2団地 球体 62本			1
	(4) 剪定			
	・ 谷地端第2団地 中低木 104本			1
	(5) 除草			
	・ 谷地端第2団地 玉物刈込内 43㎡			2
	受水槽・受変電室周辺 57㎡			2
	児童公園 317㎡			2
	西側隣地境界・集会室周辺 94㎡			2
	・ 十二木団地			1
	・ 十三割団地			2
	・ 上原団地			1
	・ 南明団地			2
	・ 南郷団地			2
	・ 大楊団地			2
	・ 輪組団地			2
・ 多那団地			2	
特記事項	・ 除草・消毒時の薬剤は指定のものを使用する。 ・ そのほか団地においても、別途協議の上、作業実施内容を決定するものとする。			
1-5 植栽管理業務 ※ 102 川田運動広場	(1) 樹木管理			※
	(2) 樹林管理			※
	(3) 芝生管理			※

	(4) 草花管理			※
	(5) のり面緑化管理			※
	※実施時期・頻度は別紙参照			
特記事項	・ 除草・施肥時の薬剤は指定のものを使用する。			
1-6 植栽管理業務	(1) 支障木伐採			1
※ 103 旧利南中学校屋内運動場	(2) 屋内部分除草（屋内部分跡地773㎡）			3
特記事項	・ 対象範囲については、別途協議の上実施する。			
1-7 植栽管理業務	(1) 草刈			3※
※ 105 白沢農民広場	(2) 薬剤散布			3※
※ 107 利根平川運動広場				
※ 108 利根老神多目的広場				
※ 113 利根菌原球戯場				
特記事項	※ (1) (2) 105白沢農民広場は、年5回とする。			
1-8 植栽管理業務	(1) 植木剪定			1
※ 106 白沢弓道場				
特記事項	・ 低木のみの剪定とする。			
1-9 植栽管理業務	(1) 除草・草刈			3
※ 115 ザクロスアリーナぬまた				3
特記事項	・ 対象範囲については、別途協議の上実施する。			
1-10 植栽管理業務	(1) 除草・草刈			3
※ 090 沼田市学校給食センター				
特記事項	・ 対象範囲については、別途協議の上実施する。			
1-11 植栽管理業務	(1) 草刈			1
※ 124 望郷ライン				
特記事項	・ 対象範囲については、別途協議の上実施する。			
1-12 植栽管理業務	(1) 草刈			7
※ 023 千鳥河川公園				
特記事項				

記事 項	<ul style="list-style-type: none"> 対象範囲については、別途協議の上実施する。 			
1-13 植栽管理業務 ※ 138 白沢健康福祉センター	(1) 草刈			2
特記 事項	<ul style="list-style-type: none"> 対象範囲については、別途協議の上実施する。 			

4. 修繕業務（包括施設管理）

項目	作業内容
1 修繕業務 ※ 市庁舎は含まない (包括施設管理)	(1) 業務内容 ・ 軽微な補修及び見積額130万円未満（税込）の修繕 (2) 対象範囲 ・ 対象施設の建築物及び設備等に関する修繕であり、見積金額が130万円未満で、甲からの指示を受けたもの ・ 保守点検・清掃等業務の対象としている設備等だけでなく、対象としていない設備等も含め当該建築物全体を対象とする（本業務の対象にしていない施設の修繕は含まない） ・ 施設敷地内の外溝等、プール、遊具、体育設備、放送設備、給食設備等も対象とする ・ 施設に配置している特殊な設備・機器、小規模家電等は対象外とする (3) 業務の定義 ①軽微な補修（概ね30分以内の作業） ※常駐設備員巡回時に対応 ・ 巡回点検員により、消耗品等の簡易な部材を用いて補修を行い、破損又は故障した施設及び機器の機能を維持するための作業。費用については乙の負担とする。 ・ 汚れ、詰まり、付着等がある部品の清掃 ・ 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整 ・ ボルト、ねじ等の緩みがある場合の増し締め ・ 軽微な損傷がある部分の補修（交換部品を除く） ・ 塗装（タッチペイント程度） ・ 給排水設備に関連するパッキンの交換 ・ その他上記に類する軽微な作業 ②内製化による修繕 乙が部品を購入、若しくは甲が部品を準備して巡回点検員により修繕を実施するもの。部品の購入に関しては市内の店舗及び乙にて購入可能な範囲とし、その費用は甲が負担する ③修繕 対象施設等において破損又は故障箇所の修繕を施すもの。乙が甲の代行者として実施会社（作業を請け負う企業）に発注して対応するもの。費用については年度毎に決定する修繕費の予算の範囲内で実施するものとする。
特記事項	